

中期目標・中期計画（素案）

浜松医科大学

平成 15 年 9 月 26 日

中期目標・中期計画(素案)

浜松医科大学

中期目標	中期計画
<p>(前文)大学の基本的な目標 建学の理念「第1に優れた臨床医と独創力に富む研究者を養成し、第2に独創的研究並びに新しい医療技術の開発を推進し、第3に患者第一主義の診療を實踐して地域医療の中心的役割を果たし、以て人類の健康と福祉に貢献する。」を踏まえ、特に以下の事項について重点的に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人間性豊かな、生涯にわたって自ら学び、国際的に活躍できる医療人の育成に努力する。 2. 先端的・学際的領域の基礎研究・臨床研究において、産学官連携を推進し、国際的に高い水準の研究機関となることを目指す。 3. 地域社会の医療、教育、文化のニーズに応じて貢献し、高度先進医療等の病院機能の強化に努める。 4. 光医学を中心とした教育・研究・診療活動を推進し、独創的な機関を目指す。 5. 近隣の国立大学法人との統合再編について引き続き検討を進める。 	
<p>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中期目標の期間 平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間とする。 2. 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置く。 	
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育に関する目標 (1) 教育の成果に関する目標 	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

医学又は看護学に関する専門的な知識及び技術を身につけた臨床医又は看護専門職を養成する。

豊かな教養と人間性を身につけた医療従事者を養成する。

学士課程における教育の成果・効果の向上・充実を図る。

【大学院課程】

医学又は看護学に関する高度の専門的な知識及び技術を身につけた臨床医及び医学研究者又は看護専門職及び看護学研究者を養成する。

大学院課程における教育の成果・効果の向上・充実を図る。

光医学・光科学・光工学の研究開発を担う人材の育成を重点的に行う。

(2) 教育内容等に関する目標

【学士課程】

1) 入学者選抜に関する基本方針

アドミッション・ポリシーに基づき、入学者選抜方法の

【学士課程】

- 1臨床医又は看護専門職としての知識及び技術を育成する。
- 2医学又は看護学に関する課題探求能力及び問題解決能力を育成する。
- 3広く事象への関心を抱き、時代の変遷又は社会の要請に応じて、生涯にわたって学問を探究する研究心を育成する。
- 4自己評価能力及び自立的に行動する態度・習慣を育成する。
- 5卒業者の国家試験等の合格率を高める。

- 1医療従事者としての使命感、責任感及び倫理観を育成する。
- 2基礎的な論理的思考能力及び討論能力（ディベート能力）を育成する。
- 3人文社会科学及び理数系基礎科学などの幅広い知識を修得させる。
- 4国際的なコミュニケーション及び他文化理解に必要な語学力を修得させる。
- 5高度情報技術社会に対応できるコンピュータ等の情報機器活用能力（情報リテラシー）を育成する。

- 1教育の目的及び目標が時代に即応しているか、繰り返し検証する。
- 2教育の成果・効果等について検証し、必要な改善を行う。

【大学院課程】

- 1医学・医療又は看護に関する高度の専門的知識と技術を修得させ、研究能力を育成する。
- 2先端的・学際的な医学研究能力あるいは高度専門医療に貢献できる高い研究能力及び論理的思考能力を有する医学研究者又は看護の専門領域に関わる新たな課題に挑戦できる能力を有する看護学研究者を育成する。
- 3自主的・独創的な問題発見・解決能力を身に付け、生涯にわたって学問を探究する能力を育成する。
- 4国際的な視野を持ち、国際的に活躍できる豊かな知性、教養及び高度な専門的能力を修得させる。
- 5医学研究者又は看護学研究者として必要な生命倫理観や環境に対する知識を修得させる。

- 1教育の目的及び目標が時代に即応しているか、繰り返し検証する。
- 2教育の成果・効果等を検証し、必要な改善を行う。

光医学の21世紀COE拠点施設及び地域知的クラスターの一翼として、地域の要請に応じた光医学研究者の養成、社会人教育を行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

1) アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

多様な入学者選抜を実施するとともに、入学後の教育との関連を十分踏まえた上で、

工夫・改善を図り、優秀な人材の確保に努める。

入学者選抜実施体制の整備を図り、公正・公平な試験の実施に努める。

本学を志願する者に対し、入学者選抜に係る情報や本学の教育研究の内容等を積極的に情報提供し、進路選択の参考に資するとともに、高等学校との連携を図る。

2) 教育課程に関する基本方針

教育目標に応じて、時代の要請に即した望ましいカリキュラムを策定する。

臨床実習体制を充実する。

看護学科における臨地実習を充実する。

3) 教育方法の改善に関する基本方針

学生が主体的かつ意欲的な学習を行えるような学習方法、学習環境を整える。

4) 成績評価に関する基本方針

厳格な成績評価を実施する。

検証して、工夫・改善を重ね、豊かな知性と人間性を持った優秀な人材の確保に努める。

入学者選抜の実施に当たり、全学的な連携協力体制を維持しつつ、入試ミスの防止に万全を期す。

- 1本学への入学を志願する者の進路選択に資するため、広報活動の充実を図る。
- 2入学者選抜、進路指導等に係る相互理解を深めるため、県内の高等学校との積極的な連携を図る。

2) 教育目標に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- 1平成15年度より導入される新カリキュラムについて、学生、卒業生、教官及び臨地実習機関の意見を集約して検証し、充実を図る。
- 2臨床系におけるコアカリキュラムの導入と充実を図る。
- 3救急医学及び関連する診療科の参加の下に、コアカリキュラムと連動したプライマリ・ケア教育の充実を図る。
- 4助産師の養成定員の在り方について検証する。

- 1コアカリキュラムの導入、卒後臨床研修の義務化を踏まえて、臨床医学教育において最も求められる分野に重点を置いた卒前・臨床実習カリキュラムを策定する。
- 25・6年生に対して、新しい臨床実習の教育カリキュラム、教育方法を取り入れ、クリニカル・クラークシップの充実を図る。
- 35・6年生の臨床実習において、診断方法の組み立て、治療方針の選択などにエビデンスに基づく方法論を取り入れる。

看護学科における臨地実習の指導方法、実習環境を改善する。

3) 教育方法の改善に関する具体的方策

- 1多様な履修歴を持った入学者に対応した少人数教育を導入し、効果を検証して、改善を図る。
- 2学生主体型、学生参加型の授業や課題解決型の学習など様々な授業形態を導入し、効果を検証して、改善を図る。
- 3多様な教養教育、専門教育の提供をさらに充実するために、他大学との単位互換制度の一層の充実を図る。

4) 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- 1問題解決能力、課題探求能力、自己評価能力及び自立的に行動する態度について評価を行う。
- 2専門的知識及び技術の習得について、厳正・公正な評価を行う。
- 3成績評価方法について検証し、必要な改善を行う。

5) 卒後教育との有機的連携に関する基本方針

卒前教育の到達度目標の変化に対応して、卒前・卒後の臨床教育の有機的連携を図る。

看護職の実践能力の向上に寄与するため、卒後研修を充実するとともに、臨地実習先との連携を図る。

【大学院課程】

1) 入学者選抜に関する基本方針

特色ある教育研究を展開し、活性化するため、本学卒業生のみならず、広く門戸を開き、優秀な人材を確保する。

2) 教育課程に関する基本方針

教育理念・目的に基づき、高度の専門的知識・技術を修得させ、将来にわたり自立して学問を探究する研究者又は、高度専門職業人を育成する教育課程を編成する。

3) 教育方法の改善に関する基本方針

学生が研究者又は高度専門職業人としての基本的トレーニングを受ける中で高度の研究成果を挙げられるよう、教育方法を充実する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

1) 教職員の配置に関する基本方針

教育目標を実現するため、責任ある教育実施体制を確立する。

2) 教育環境の整備に関する基本方針

教育に必要な施設、設備などの教育環境を充実させる。

教育研究に必要な図書、雑誌、資料等の充実ならびに情報関連機能の整備を図る。

5) 卒後教育との有機的連携に関する具体的方策

- 1卒後研修システムの変化を視野に入れ、日常的に卒前教育の到達目標の見直しを図る。
- 2研修終了後の専門家養成教育システムを静岡県内の病院と協力して立案し、実施する。

附属病院及び近隣施設との連携により、看護職並びに卒業生を対象とした研修会を実施する。

【大学院課程】

1) 入学者選抜を実現するための具体的方策

- 1学部卒業後直接あるいは数年間の臨床経験の後、大学院進学を希望する本学卒業生、他大学卒業生、留学生の通常課程への受入を積極的に推進するとともに、長期履修制度の導入等により、大学院設置基準第14条の特例の活用による社会人の受入を図る。
- 2入学者選抜に係る広報活動の充実を図る。

2) 教育目標に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- 1博士課程では、専門分野における研究遂行及び論文作成を主体とし、かつ、関連分野の専門的知識、技術を修得させるためのカリキュラムを検討する。
- 2修士課程に専門看護師認定制度に対応するカリキュラムの導入を図る。
- 3大学院設置基準第14条の特例に対応したカリキュラムの定期的な検証と改善を図る。

3) 教育方法の改善に関する具体的方策

- 1各専攻における研究単位毎の具体的な教育研究目標及び研究指導目標を明確にし、研究指導・授業の特性に合致した授業形態、学習指導法等による教育を推進する。
- 2学生の自由な研究交流機会を設ける。また、研究遂行のための指導・助言を受ける機会として、大学院生が研究成果を積極的に発表する機会を設ける。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

責任ある教育実施体制を確立するため、教員の配置が適正であるか検証する。

2) 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- 1講義実習棟の改善、情報教育に必要な設備の充実等、教育環境の整備充実を推進する。
- 2学生が自主的に技術を習得できるよう、視聴覚教材の充実を図る。

-1紙媒体の図書の整備と平行して、情報の国際化・電子化への対応として電子図書館的機能の充実強化を図るため、資料の電子化を推進し、電子資料を利用するための設備の充実を計画的に推進する。

-2図書館及び情報処理センターの有機的連携を図り、学内情報システムの在り方について

3) 教育の質の改善のためのシステムに関する基本方針

教育に関する評価体制を充実させる。

教員の教育の質の改善を推進する。

教員の教育活動を支援するための事務体制の充実を図る。

(4) 学生への支援に関する目標

学生相談・支援体制を検証し、一層の充実を図る。

2. 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

1) 目指すべき研究水準に関する基本方針

先端的・学際的領域の基礎研究・臨床研究並びに地域の特性を活かした産学共同研究を推進し、国際的に高く評価される研究水準を目指す。

2) 成果の社会への還元に関する基本方針

研究成果を広く社会に発信するとともに、産業界や臨床医学への応用を推進する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

1) 研究者等の配置に関する基本方針

最先端の研究や社会的要請の高い研究に即応できる等適切な研究者の配置を目指す。

て検証する。

-3図書館利用者へのサービス向上を図るとともに、他機関との相互協力、市民への公開サービスを促進する。

3) 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

-1教育効果を常に検証し、改善を図る。

-2学生による授業評価の在り方を検証し、改善する。

-3臨床医学教育では、コ・メディカルスタッフや患者による学生評価の結果を教育改善に結びつける方策を検討する。

-1教員の教育活動の評価システムを構築し、実施する。

-2教育方法の改善に関するワークショップの内容をより充実させるとともに、より有効に機能させる。

-3教員の研修組織を新設し、教育の質の改善(FD)システムの在り方を検討する。

-4教員のサバティカル制度の導入について検討する。

教員の教育活動を支援するための事務体制を見直し、教育活動に関する企画立案・実施ができる事務体制を構築する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

-1指導教官制度、学生相談体制を検証し、一層の充実を図る。

-2保健管理センターによる健康管理・メンタルヘルスケア体制を検証し、整備充実を図る。

-3学生の教育研究活動中の事故及び災害に対処するため方策を講ずる。

2. 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 目指すべき研究の方向性

-1光医学研究の拠点施設として整備を図る。

-2高度先進医療に結びつく基盤研究を促進する。

-3探索的臨床医学開発研究を推進する。

2) 成果の社会への還元に関する具体的方策

-1研究成果をデータベース化し、社会に研究情報を広く公表する。

-2研究成果の民間への技術移転を推進する体制を整備する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1) 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

-1各講座においては、外部評価等に基づき、講座の枠を越えた配置転換及び人員増減を行い、人材の有効活用をする。

-2研究人員の拡大及び流動性の向上を目指す。

2) 研究環境の整備に関する基本方針

研究を支える組織と環境を整備する。

3) 研究資金の獲得及び配分に関する基本方針

外部資金を積極的に導入する。

競争的環境のもとで、適切な研究資金の配分を行う。

4) 研究活動の評価体制に関する基本方針

外部評価を研究の発展と質の向上につなげることを目指す。

3. その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

1) 地域社会との連携・協力に関する基本方針

地域の医療機関や民間企業等との連携・交流を積極的に推進するとともに、教育研究の成果を生かし、地域医療の向上や地域住民の生涯教育の推進に資する。

2) 教育研究における国際交流・協力に関する基本方針

外国の大学、研究機関等との連携・交流を推進する。

(2) 附属病院に関する目標

1) 患者中心の医療の実践

患者の人権を尊重し、患者第一主義の診療を実践する。

2) 研究環境の整備及び実施体制に関する具体的方策

- 1研究の支援体制を整備するために、学内の共同施設等の整備拡充を図る。
- 2技術職員が意欲的に仕事に取り組み、教育・研究・診療を効果的に支えるために、技術部の活動内容を整備し、技術の向上を図る。
- 3若手研究者の支援体制を整備する。

3) 研究資金の獲得及び配分システムに関する具体的方策

- 1競争的資金獲得のため、科学研究費補助金等の採択件数の拡大を図る。
- 2受託事業や、学内・学外との共同プロジェクト研究を充実させる。

- 1プロジェクト研究への重点的資金配分を推進する。
- 2萌芽的研究からプロジェクト研究への発展を目指す。

4) 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- 1研究成果に対し外部評価を受け、質の高い研究者を支援するシステムを整備する。
- 2各講座等の研究課題の進捗状況を点検するため、講座別に記載した研究活動一覧を毎年刊行する。

3. その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1) 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- 1県や市町村との連携を深め、地域の医療施策の立案等に積極的に参画する。
- 2地域医療関係者の資質向上に資するため、最新の研究成果等の情報を提供する。
- 3地域住民の健康、福祉の増進に資するため、民間企業とも連携し、各種の学習機会を積極的に提供する。
- 4地域の中高校生等の科学に対する興味・関心を高めるため、学校教育との連携を一層推進する。

2) 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- 1外国人研究者、留学生の積極的な受け入れを図るため、受け入れ体制を整備する。
- 2大学、大学院の研究活動、学生の生活環境、学費、生活費等についての情報をインターネットやホームページなどを利用して、適切に提供する。
- 3協定校を中心として、教育・研究面における交流活動の一層の充実を図る。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

1) 患者中心の医療の実践を達成するための具体的方策

患者中心の安全かつ良質な医療を提供する体制を構築するため、診療科、中央診療部門、看護部門及び事務組織の再編成を行い、診療機能・診療支援機能を充実させる。

2) 地域社会医療への貢献

地域医療の中核となる役割を果たす。

3) 医療人の育成

優れた医療人を育成する。

4) 高度な医療の提供

より良い医療技術の開発を推進する。

5) 健全な病院運営の確立

病院運営の効率化と財務内容の改善を図る。

業務運営の改善及び効率化に関する目標

1. 運営体制の改善に関する目標

(1) 効率的な組織運営に関する基本方針

全学的視点に立った機動的・効率的な組織運営体制を整備する。

2. 教育研究組織の見直しに関する目標

(1) 教育研究組織の編成・見直しに関する基本方針

教育研究の成果を評価するシステムを導入し、組織の見直しに反映する。

2) 地域社会医療への貢献を達成するための具体的方策

- 1地域医療機関との診療連携や診療情報の提供により、地域における医療の質の向上に貢献する。
- 2臨床研修協力病院との連携を深めた研修システムを通じ、地域医療に貢献する。
- 3災害時医療救護体制の充実を図り、東海地震に対する静岡県医療救護計画を支援する。

3) 医療人の育成を達成するための具体的方策

- 1医療・医学の発展に貢献することのできる優れた医師の育成を図る。
- 2卒後臨床研修において研修医と指導体制側における双方向性評価システムの充実を図る。
- 3高度医療に貢献するためにコ・メディカル等職種毎の教育・研修制度を充実させ、医療専門職員の育成を図る。

4) 高度な医療の提供を達成するための具体的方策

- 1高度先進医療の推進と内容の拡充を図る。
- 2稀少難病への対応のための診療体制を構築する。

5) 健全な病院運営の確立を達成するための具体的方策

- 1病院の効率的な管理運営と機能的な組織体制の整備を図る。
- 2管理会計システムの導入による効率的な経営を実践する。
- 3地域医療における病院機能の高度化及び総合的な患者サービスの向上と患者アメニティの改善に対応するための病院再整備を計画的に推進する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 運営組織の効率的・機動的な運営等に関する具体的方策

- 1業務運営に関する評価システムを構築し、問題点の改善に取り組む。
- 2経営戦略に基づいた迅速な運営が可能となるよう、部局間の連絡調整の強化に努め、教員と事務職員等が一体となった業務運営の体制を整備する。

2. 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- 1教育研究組織について、項目別に評価するシステムの導入を検討する。
- 2学部の講座編成及び大学院の専攻の見直しを図る。
- 3教育研究及び教育に関わる診療組織を見直し、充実を図る。

<p>3 . 人事の適正化に関する目標</p> <p>(1) 戦略的・効果的な人的資源の活用に関する基本方針</p> <p>教員人事の流動性と教員構成の多様化を推進し、教育・研究・診療の活性化と質の向上を図る。</p> <p>職員の専門性等の向上を図り、他大学等との人事交流を推進する。</p> <p>4 . 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>(1) 事務処理の効率化・合理化に関する基本方針</p> <p>各種事務の集中化・電算化等により、事務処理の簡素化・迅速化を図る。</p> <p>事務組織・職員配置の再編、合理化を進める。</p> <p>事務職員の専門性の向上を図る。</p>

<p>3 . 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> -1全学的に教員任期制の導入を一層推進する。 -2人件費の効率的運用を図る。 -3女性研究者の活動場面の拡大を図る。 <p>-1職務の能力開発や専門性の向上に資するための研修機会の充実を図る。</p> <p>-2他大学等との研修交流人事の拡充を図る。</p> <p>4 . 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策</p> <p>電算システムを計画的に導入し、業務の迅速化・効率化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> -1事務組織及び事務分掌を見直し、事務の一層の効率化・合理化を図る。 -2外部委託の効率的活用により、一層の事務合理化を図る。 <p>業務に関する専門的な知識を習得させるため、計画的に研修機会等の充実を図る。</p>
--

<p>財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 . 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>科学研究費補助金など外部研究資金、その他の自己収入の増加を図る。</p> <p>2 . 経費の抑制に関する目標</p> <p>管理的（固定的）経費の抑制を図る。</p> <p>3 . 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>経営的視野に立った本学の資産（土地、施設、設備等）の効率的・効果的な運用を図る。</p>

<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 . 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> -1支援体制の整備を図り、科学研究費補助金、奨学寄付金、受託研究費、共同研究など外部資金を増加させる。 -2自己資産の活用により自己収入の増加を図る。 -3知的財産の権利化を促進し、特許収入の獲得を目指す。 <p>2 . 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> -1事務等の効率化・合理化により、管理的経費の抑制に努める。 -2費用効果を検討し、絶えず経費節減に努める。 <p>3 . 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> -1全学的な施設マネジメントを推進するため施設管理システムを構築し、施設の効果的活用を図る。 -2資産の危機管理対策を確立する。
--

<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 . 評価の充実に関する目標</p>

<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 . 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p>

<p>自己点検・評価及び第三者評価を厳正に実施するとともに評価結果を大学運営の改善に十分反映させる。</p> <p>2. 情報公開等の推進に関する目標 教育研究活動の状況など大学運営に関する情報提供の充実を図る。</p>	<p>-1自己点検・評価及び外部評価の在り方に関する検討を行うとともに、学内ファイリングシステムの充実を図る。 -2自己点検及び外部評価の評価結果を大学運営に反映させるシステムを構築する。 -3教員の教育研究業績に対する評価システムを構築するとともに、優れた教員に対する支援方策の充実を図る。 -4評価・改善を通常業務に組み入れたシステムを構築する。</p> <p>2. 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 -1広報誌、ホームページ等の点検・見直しを行い、広報の在り方を検討するとともに、積極的に情報を提供する。 -2大学の知的情報、財務内容及び管理運営等に関する情報を一元的に把握し、データベース化を促進し、社会の求めに応じて情報を提供する。 -3優秀な学生を確保するため、入学・学習機会、卒業後の進路、教育研究状況等について、広報活動を推進する。</p>
<p>その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1. 施設設備の整備・活用等に関する目標 施設整備に関する長期的な構想を策定し、計画的な施設整備・管理を行う。</p> <p>施設整備・管理にあたっては、バリアフリー、環境保全などの社会的要請に十分に配慮する。</p> <p>2. 安全管理に関する目標 法人化に対応した安全管理体制の確立を図る。</p> <p>3. その他の目標 (1) 教職員のモラルの向上に関する目標 教職員の服務規律を定め、行動規範の周知を図る。</p> <p>(2) その他の目標 ボランティアを導入して、地域社会との交流を図る。</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置 -1施設の利用状況等を点検し、教育研究スペースの配分の適正化を図る。 -2建物設備の機能性確保の点検を行い、維持保全整備年次計画を作成する。</p> <p>-1施設設備計画にはユニバーサルデザインを導入し、人に優しいキャンパスを目指す。 -2エネルギー消費量の把握及び分析による各エネルギー削減計画を策定し、必要設備の改善に努める。</p> <p>2. 安全管理に関する目標を達成するための措置 -1労働安全衛生法を踏まえた安全管理体制を整備する。 -2学内施設等の安全対策を点検し、整備に努める。</p> <p>3. その他の目標を達成するための措置 (1) 教職員のモラルの向上に関する目標を達成するための措置 -1教職員の遵守すべきガイドラインを策定し、周知徹底させる。 -2セクシャル・ハラスメント等の防止対策を充実させる。</p> <p>(2) その他の目標を達成するための措置 ボランティアの受け入れに関して、全学的な計画及び指針をまとめる。</p>

中期目標		中期計画		年度計画	
別表(学部、研究科等)		別表(収容定員)		別表(学部の学科、研究科の専攻等)	
学部	医学部	平成16年度	医学部 855人 (うち医師養成に係る分野 595人) 医学系研究科 152人 (うち修士課程 32人) (うち博士課程 120人)	医学部	医学科 看護学科
研究科	医学系研究科	平成17年度	医学部 855人 (うち医師養成に係る分野 595人) 医学系研究科 152人 (うち修士課程 32人) (うち博士課程 120人)	医学系研究科	看護学専攻 光先端医学専攻 高次機能医学専攻 病態医学専攻 予防・防御医学専攻
		平成18年度	医学部 855人 (うち医師養成に係る分野 595人) 医学系研究科 152人 (うち修士課程 32人) (うち博士課程 120人)		
		平成19年度	医学部 855人 (うち医師養成に係る分野 595人) 医学系研究科 152人 (うち修士課程 32人) (うち博士課程 120人)		
		平成20年度	医学部 855人 (うち医師養成に係る分野 595人) 医学系研究科 152人 (うち修士課程 32人) (うち博士課程 120人)		
		平成21年度	医学部 855人 (うち医師養成に係る分野 595人) 医学系研究科 152人 (うち修士課程 32人) (うち博士課程 120人)		